

宜基渉第 23 号
令和 4 年 4 月 19 日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

宜野湾市長 松川 正則

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還及び速やかな運用停止の実現並びに基地跡地利用の推進について（要請）

貴職におかれましては、本市はもとより沖縄県における基地問題解決に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

本市における過重な基地負担は、普天間飛行場の全面返還合意から 26 年が経過する今なお解消されておらず、昨年度は 517 件もの苦情が本市に寄せられており、夜間騒音をはじめ、騒音被害を訴える市民からの切実な声は年々増加の一途を辿っております。

さらに、普天間飛行場所属機によるコンテナ落下や水筒落下等の事案が相次いで発生し、市民は常に危険と隣り合わせの中で、不安を抱えながら生活を送っております。

また、依然として、普天間飛行場周辺において、環境省が定めた PFOS 及び PFOA の暫定指針値を超過している地点が確認されており、市民の不安が無くなることはありません。

つきましては、市民の生命・財産を守り、未来あるまちづくりを進める宜野湾市長として、下記のとおり強く要請いたします。

記

- 一、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならず、あらゆる方策を講じ、一日も早い閉鎖・返還と返還までの間の危険性の除去及び基地負担軽減を、最重要課題として目に見える形で取り組み、早期に返還期日を確定するとともに、返還までのまちづくりのための財政支援制度を創設すること
- 一、速やかな運用停止を実現するため、国・沖縄県・宜野湾市で構成される普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会における協議を重ね、具体的な負担軽減策を実現させるための検討に取り組むこと
- 一、普天間飛行場周辺において、高濃度の PFOS 等が検出されている状況を早急に改善するとともに、普天間飛行場における PFOS 等に関する立入調査の実現に向け取り組むこと

- 一. 西普天間住宅地区跡地の沖縄健康医療拠点を核とした跡地利用を着実に、スピード感を持って進めるとともに、普天間飛行場をはじめとする今後の跡地利用のモデル地区にふさわしいまちづくりを実現させるため、国における財政支援を引き続き積極的に取り組むこと

- 一. インダストリアル・コリドー地区南側部分は、西普天間住宅地区跡地に隣接しており、国道 58 号へのアクセス等一体的な土地利用が不可欠であり、その重要性に鑑み、同南側部分を早期に返還すること